

文教委員会議案説明資料

令和7年10月10日

件名	頁
(子ども家庭部)	
1 第104号議案 足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例.....	2
2 第105号議案 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例.....	14
3 第107号議案 委託料精算金請求事件に関する和解について.....	18

(教 育 委 員 会)

第 1 0 4 号議案説明資料

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

件名	足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例									
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課									
内 容	1 概要 (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の制度開始に伴い、認可基準を定める。 (2) 内容は国が示した基準に準ずる。 (3) 実施施設や詳細については、要綱等で別途定める。 2 制定内容（詳細は、P 4 ～ 1 3 参照） (1) 人権配慮や外部評価の実施などの一般原則（第5条） (2) 非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項（第6条から8条） (3) 衛生管理等及び食事に関する事項（第14条及び15条） (4) 一般型及び余裕活用型乳児等通園支援事業の区分（第20条） ア 一般型は、保育利用定員とは別に定員を設定して受入れる。 イ 余裕活用型は、利用児童が定員に達しない場合に定員範囲内で受入れる。 (5) 一般型及び余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員配置の基準 <table><tr><th></th><th>設備基準</th><th>職員配置基準</th></tr><tr><td>一 般 型</td><td>満 2 歳未満（第21条） 乳児室1.65㎡/人 または ほふく室3.3㎡/人 満 2 歳以上 保育室 または 遊戯室1.98㎡/人</td><td>満 1 歳未満（第 22 条） おおむね3人につき1人以上 満 1 歳以上満 3 歳未満 おおむね6人につき1人以上</td></tr><tr><td>余裕活用型</td><td>各施設の設備及び運営基準(第25条)</td><td>各施設の職員基準（第25条）</td></tr></table> 3 実施予定施設 区 立 保 育 園 1 5 園程度 私 立 保 育 園 1 0 園程度 幼 稚 園 3 0 園程度 地域型保育施設 2 5 園程度 4 【参考】こども誰でも通園制度の概要 P 3 参照		設備基準	職員配置基準	一 般 型	満 2 歳未満（第21条） 乳児室1.65㎡/人 または ほふく室3.3㎡/人 満 2 歳以上 保育室 または 遊戯室1.98㎡/人	満 1 歳未満（第 22 条） おおむね3人につき1人以上 満 1 歳以上満 3 歳未満 おおむね6人につき1人以上	余裕活用型	各施設の設備及び運営基準(第25条)	各施設の職員基準（第25条）
	設備基準	職員配置基準								
一 般 型	満 2 歳未満（第21条） 乳児室1.65㎡/人 または ほふく室3.3㎡/人 満 2 歳以上 保育室 または 遊戯室1.98㎡/人	満 1 歳未満（第 22 条） おおむね3人につき1人以上 満 1 歳以上満 3 歳未満 おおむね6人につき1人以上								
余裕活用型	各施設の設備及び運営基準(第25条)	各施設の職員基準（第25条）								

1 こども誰でも通園制度の概要

「こども未来戦略」（令和５年１２月２２日閣議決定）において制度化され、令和８年度から全国の自治体で実施が決定した。

	国の考え
背 景	① 乳幼児期のこどもが人生最初の一步を健やかに踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していく必要がある。 ② 未就園児の子育て家庭には、育児の不安や悩みを抱えている保護者がおり、支援を強化する必要がある。
目 的	① 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備する。 ② 全ての子育て家庭に対し、保護者のライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。
内 容	現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間まで、就労要件を問わず保育所等を利用できる制度
対象児童	０歳６カ月～満３歳未満の未通園児 ※ 足立区における想定対象児童数：約３，８００人 想定利用者数：約１，８００人（ニーズ調査〔Ｒ６．１実施〕で約４７％が「利用したい」と回答）
利用料	１時間３００円 ※ 都事業の活用を含め、現在審議会で調整中
利用可能時間	児童１人あたり月１０時間まで

○足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 7 年○月○日条例第○号

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第19条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第20条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第 3 章 雑則（第27条）

第 4 章 事務の委任（第28条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 児童 法第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。
- （2） 乳児 法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。
- （3） 幼児 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児のうち、満 3 歳に満たない者をいう。
- （4） 保護者 法第 6 条に規定する保護者をいう。
- （5） 家庭的保育事業 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。
- （6） 小規模保育事業 法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業をいう。
- （7） 居宅訪問型保育事業 法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- （8） 事業所内保育事業 法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業をいう。
- （9） 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 足立区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準及び乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 足立区長（以下「区長」という。）は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者及び非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練（次

項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受

けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所の施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事

項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （5） 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- （6） 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、1.98平方メートル以上であること。
- （7） 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- （8） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分及び一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、緊急の事態が発生した場合を除き、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成

26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第4章 事務の委任

（事務の委任）

第28条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

付 則（令和7年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 0 5 号議案説明資料

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

件名

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

所管部課名

子ども家庭部学童保育課

内容

1 概要

待機児対策のため、学童需要の見込まれる地域内の小学校に校内学童保育室を整備する。そのため、足立区立学童保育室条例の一部を改正し、保木間学童保育室及び鹿浜五色桜学童保育室を保木間小学校及び鹿浜五色桜小学校内にそれぞれ設置する。

2 改正内容

別表に次のように加える。

足立区立保木間学童保育室	東京都足立区竹の塚三丁目 6 番 3 号
足立区立鹿浜五色桜学童保育室	東京都足立区鹿浜四丁目 2 0 番 2 2 号

3 新旧対照表

P 1 5 ～ 1 7 のとおり

4 施行年月日

令和 8 年 4 月 1 日

【参考】学童保育室施設数と待機児童数の想定（R8 以降の数値は想定値）

	R7	R8	R9	R10
学校内学童	35 施設	37 施設	39 施設	41 施設
学校外	住区センター等	55 施設	55 施設	55 施設
	民設学童	24 施設	31 施設	37 施設
受入可能人数	5, 751 人	6, 051 人	6, 371 人	6, 451 人

↓

↓

↓

↓

待機児童数	179 人	30～60 人	0～10 人	0 人
-------	-------	---------	--------	-----

※ 需要数が毎年 1 %増加するとして策定。需要数の増減と新規学童整備の状況で、待機児童数は変動する。

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例（案）

改 正 前		改 正 後	
○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号 第 1 条～第 1 3 条 （略）		○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号 第 1 条～第 1 3 条 （略） <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号
足立区立なかよし学童保育室	東京都足立区中川四丁目41番27号	足立区立なかよし学童保育室	東京都足立区中川四丁目41番27号
足立区立花畑第一学童保育室	東京都足立区花畑一丁目29番 1 号	足立区立花畑第一学童保育室	東京都足立区花畑一丁目29番 1 号
足立区立湊江第一学童保育室	東京都足立区保木間三丁目27番 1 号	足立区立湊江第一学童保育室	東京都足立区保木間三丁目27番 1 号
足立区立湊江第一ビリーブ学童保育室		足立区立湊江第一ビリーブ学童保育室	
足立区立竹の塚学童保育室	東京都足立区竹の塚二丁目25番17号	足立区立竹の塚学童保育室	東京都足立区竹の塚二丁目25番17号

改 正 前		改 正 後	
足立区立みどり学童保育室	東京都足立区扇三丁目22番1号	足立区立みどり学童保育室	東京都足立区扇三丁目22番1号
足立区立みどり第二学童保育室		足立区立みどり第二学童保育室	
足立区立せきや学童保育室	東京都足立区千住関屋町16番1号	足立区立せきや学童保育室	東京都足立区千住関屋町16番1号
足立区立足立学童保育室	東京都足立区足立三丁目11番5号	足立区立足立学童保育室	東京都足立区足立三丁目11番5号
足立区立ゆずりは学童保育室	東京都足立区西保木間四丁目2番1号	足立区立ゆずりは学童保育室	東京都足立区西保木間四丁目2番1号
足立区立中島根学童保育室	東京都足立区島根二丁目9番22号	足立区立中島根学童保育室	東京都足立区島根二丁目9番22号
足立区立亀田学童保育室	東京都足立区西新井栄町一丁目1番1号	足立区立亀田学童保育室	東京都足立区西新井栄町一丁目1番1号
足立区立新田学園第二学童保育室	東京都足立区新田三丁目30番16号	足立区立新田学園第二学童保育室	東京都足立区新田三丁目30番16号
足立区立東栗原学童保育室	東京都足立区一ツ家三丁目20番1号	足立区立東栗原学童保育室	東京都足立区一ツ家三丁目20番1号
足立区立千寿学童保育室	東京都足立区千住宮元町6番1号	足立区立千寿学童保育室	東京都足立区千住宮元町6番1号
足立区立さかえっこ学童保育室	東京都足立区西新井栄町三丁目1番21号	足立区立さかえっこ学童保育室	東京都足立区西新井栄町三丁目1番21号
足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番2号	足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番2号
足立区立つばみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号	足立区立つばみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号
足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番1号	足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番1号
足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号	足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号

改 正 前		改 正 後	
足立区立鹿浜未来学童保育室	東京都足立区鹿浜五丁目18番1号	足立区立鹿浜未来学童保育室	東京都足立区鹿浜五丁目18番1号
足立区立栗島学童保育室	東京都足立区青井六丁目13番10号	足立区立栗島学童保育室	東京都足立区青井六丁目13番10号
足立区立古千谷学童保育室	東京都足立区古千谷本町四丁目12番16号	足立区立古千谷学童保育室	東京都足立区古千谷本町四丁目12番16号
		<u>足立区立保木間学童保育室</u>	<u>東京都足立区竹の塚三丁目6番3号</u>
		<u>足立区立鹿浜五色桜学童保育室</u>	<u>東京都足立区鹿浜四丁目20番22号</u>

第 1 0 7 号議案説明資料

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

件 名	委託料精算金請求事件に関する和解について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	1 概要 足立区立新田三丁目なかよし保育園の指定管理者であった相手方に対し「足立区立新田三丁目なかよし保育園の管理運営に関する年度協定書」に基づき概算払で支払った令和 2 年度の管理運営委託料の精算額 4, 0 2 1, 1 7 6 円の支払を求め訴えを提起した。その後代理人を通じて協議を進めた結果、和解に向けた合意が得られたため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき議案を提出する。 2 相手方 社会福祉法人 朝陽会 (東京都足立区日ノ出町 1 5 番 1 号) 理事長 田澤 博実 (タザワ ヒロミ) 3 指定管理施設 足立区立新田三丁目なかよし保育園 (令和 2 年 1 1 月 3 0 日付で指定管理者の指定取消し) 4 和解内容 (1) 相手方は金 4, 0 2 1, 1 7 6 円の支払義務があることを認める。 (2) 相手方は区に対し、令和 7 年 1 0 月末及び令和 8 年 3 月末までにそれぞれ半額 (2, 0 1 0, 5 8 8 円) ずつ支払いを行う。 (3) 前項の支払を 1 回でも怠ったときは、令和 3 年 7 月 2 1 日から支払済まで年 3 % の割合による遅延損害金を直ちに支払う。 (4) 足立区立新田三丁目なかよし保育園の指定管理に関し、双方の間に何らの債権債務がないことを互いに確認する。 5 その他 本議案が可決された際は、東京地方裁判所に上申し、裁判上の和解を成立させる。 6 添付資料 P 1 9 「相手方とのこれまでの経過について」

【相手方とのこれまでの経過について】

日付	経過
平成25年 7月1日	新田三丁目なかよし保育園開設 (指定管理者：社会福祉法人南流山福祉会（現・社会福祉法人朝陽会）)
令和元年 6月25日	職員の給与支払いの遅延が発生（同月27日に支払いを確認）
令和2年 1月6日	千葉県（当時の所轄庁）が社会福祉法人南流山福祉会（以下、相手方という）に計算書類等の未届出、不適正な会計処理等についての勧告を実施
6月16日	流山なかよし保育園園長等が提起した未払給与請求訴訟において、総額5千万円超の支払を命じる判決
6月30日	職員の賞与支払いの遅延が発生（7月10日に支払いを確認）
7月14日	区が相手方に賞与支払い遅延についての説明を求める文書を送付
7月29日	相手方の口座が差押えとなる
8月7日	区が相手方に今後の資金繰りについて説明を求める文書を送付
9月10日	相手方から説明がないため、区から再度提出を求める文書を送付
11月2日	足立区及び流山市が法人に支払う保育所運営費に係る債権差押命令
11月13日	区から相手方へ園運営継続意思確認のための文書照会
11月20日	区が東京法務局に対し、債権差押えに係る運営費相当額を供託
11月26日	債権差押命令により資金繰りが困難となり、指定管理者として新田三丁目なかよし保育園の管理運営業務を履行できないとして、法人理事会にて区に対し基本協定書に基づき指定管理者の指定取消しを求める旨を決議し、その旨を区に文書で通知
11月27日	聴聞実施（相手方欠席）
11月30日	区が相手方の指定管理者の指定を取消し
12月1日	区が新田三丁目なかよし保育園の直営を開始
12月11日	区から相手方へ概算払いで支払済の運営費精算のため、金額内容確認のための通知文を送付
令和3年 3月12日	区から相手方へ再度精算金額確認依頼及び収支報告書提出の催促の通知文を送付
3月31日	区算定金額（4,021,176円）による支払請求書類を送付
4月	相手方の法人本部が足立区に移転（以後、足立区が所轄庁となる）
6月25日	請求に対する督促を実施
9月13日	相手方から区に対し、37,475,988円を請求
11月5日	相手方の法人名称が社会福祉法人朝陽会に変更
令和4年 4月1日	区直営で運営していた新田三丁目なかよし保育園が全入園児の卒園に伴い閉園
令和6年 7月26日	4,021,176円の支払を求め民事調停を申し立て
10月2日	第1回民事調停期日
11月13日	第2回民事調停期日。調停不成立により民事調停手続終了
令和7年 4月25日	4,021,176円の支払いを求め、東京地方裁判所へ訴えを提起
6月24日	第1回口頭弁論 相手方は概ね区の主張を受け入れる